



り大きなものである。こういうふうに考えざるを得ないわけですし、同時に、そうしたことはただ日本一国の問題じゃなくて、世界的に注視がされている問題でもあるわけです。そういう意味で、重ねてその福祉と物価と国際収支の均衡のこの三つの問題につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

○國務大臣(愛知接一君) 二月の九日以前におきまして、こういう国際的な通貨上大きな変化があるということを前提にして申し上げていただけはございません。しかしながら、こういう事態になりましても、私はやはり三つの課題というものが、今日の日本としてはどうしても解決をしていかなければならぬ大きな課題であると、こういふ認識には変わりを持ちません。これが現在の私の立場であり、意見でございます。

○竹田四郎君 この三つの中で重点を若干移動しなくちやならないといふようなことは一切ない。この前の二月八日以前の考え方と、そうした面では重点の置き方とかなんとか、そういうものについても一切変更はない、こういふことでござりますか。

○國務大臣(愛知接一君) この三つの課題には、率直に言つて順番をつけるわけにはいかぬよう思つてございまして、この三つを同時に調子をそろえて解決をしていかなければならない、こういうふうな考え方においては変わりはない、と、こう申し上げて差しつかえないかと思つます。

○竹田四郎君 大蔵大臣は、変動相場制を実施する期間については、これは御明示にならないわけではありませんが、そうした点で、固定相場制ではありますので、将来どういうふうに円・ドル関係が動いていくか、これについては未知数であります。必ずしも的確な御返事をいただきとは思わないわけですが、これについて一体今後の景気動向といふものはどういう形で進んでいくだろ

か、この点についてはいろいろな研究所で発表している数字もあるわけですが、この間企画庁でも、アメリカがドルの一〇%切り下げをやつたときに、これは正式発表じゃないと思いますが、一応企画庁として計算されたわけありますけれども、それによつても、いろいろ政府の経済見通しとして、一月の当初でしたか発表された経済見通しとは若干違つた数字が出てくるんだと、こういふお話をあつたわけであります。その事態とはまた今日の事態といふのは必ずしも一致していないわけであります。あのときはただ一〇名といふことであつたわけですが、今日においては対ドル関係では、市場においては二百六十五円レートのものが出てゐると思いますけれども、そう考へてみると、今後の景気動向といふのは一体どういうふうにお考へになつてゐるのか、経済成長率あるいは輸出入の貿易収支あるいは卸売物価、消費者物価、そういうものに対してもどういうふうに国民は考へていいのか、大臣の御見解をいただきたいと思います。

○國務大臣(愛知接一君) 御案内のように、最近、昨年の暮れからことしの初めごろからの状況から見ましても、景気の上向き状況というのばかり頗著になつてきていたように思われるわけでございます。そういう点から見ますと、今後、この変動相場制に移行したこと、あるいはドルが切り下されたこと、それから、それに伴つて国際的に推移がいろいろ起ると思ひますけれども、こういった環境下において、これまでの日本の予想されていたような景気の動向がどう変わるかといふことは、にわかに見通しがつきかねるといふのがほんとうのところではなかろうかと思ひます。しかし、民間やエコノミストの方々もいろいろの観測などをされておりますが、その中からは、やはり相当着実な景気の伸びといふものは続いているのではないかと見方をしてい

ています。ただ、おおよその見当は、やはり不安が内蔵していくといふことに私はなると思う。大体どういう方向——もちろん私はこういう意味では、国際収支が何十億ドル減るとか、あるいは物価が何名下がるとか上がるとか、こういう数字については私はいま要求するのは無理であろうと思います。ただ、おおよその見当は、やはり大蔵委員会を開いてどうなるのかなうとも具体的に聞いているわけじゃありません。おお

けでは、これはのことによってショックを受けた人たちといふものはかなりいるわけです。具体的に輸出関連のメーカー等にしてみれば、これから一体どうなるのか、親会社は一体どういうことをいつくるのか、自分のところは一体伸びるのか伸びないのか。それとも売れなくて倒産せざるを得ないのか。こういふことで私もかなりのそうちで、かなり長期的なことをお考へになつてゐるようでした企業の方々にお会いしたわけであります。なかなか見通しがつかない。しかも、大蔵大臣のお話ですと、かなり相当期間変動相場制を続ける。かなり長期間のことをお考へになつてゐるようではありますし、いろいろな答弁でも、この前は四方にわたつて変動相場制を続けてきたではないかといふような御答弁もあつたわけです。大体どつちの方向に向かつていくだらうといふことぐらいはおつしやつていただかないと、固定相場をもしきめるとしても、それは大蔵大臣の権限の一つだと思います。政府の権限の一つであります。そういう点ではみんな愛知さんの顔をにらみつけて、一体幾らにさまるだらうといふ点については非常に真剣な顔をしておると思います。ですから、それだけにどうもわからぬ、しかも、変動相場制はかなり長く続ける、こういふのでは一体何を国民はしていいのか、非常にそういう点では不安が内蔵していくといふことに私はなると思う。大体どういう方向——もちろん私はこういう意味では、国際収支が何十億ドル減るとか、あるいは物価が何名下がるとか上がるとか、こういう

ういう大きっぽな見通し、これだけは示してもらわないと、国民としては仕事に手をつけられないといふふうに私は思ふんですが、ただそれはどうなるか、どうも民間のほうはいろいろ意見を出しているようだけれども、どうもわからないといふことではこれは困るわけですが、おおよその方向だけ、流れだけは示してもらいたいと思います。

○國務大臣(愛知接一君) それはもうまことにございますけれども、確としてこういうふうな経済見通しになるということをいまにわかつて断定して申し上げるところでは、まだつてないのがあります。あのときはただ一〇名といふことであつたときには、まだ今日の事態といふのは必ずしも一致していないわけであります。あのときはただ一〇名といふことであつたわけですが、今日においては対ドル関連では、市場においては二百六十五円レートのものが出てゐると思いますけれども、そう考へてみると、今後の景気動向といふのは一体どういうふうにお考へになつてゐるのか、経済成長率あるいは輸出入の貿易収支あるいは卸売物価、消費者物価、そういうものに対してもどういうふうに国民は考へていいのか、大臣の御見解をいただきたいと思います。

○國務大臣(愛知接一君) 御案内のように、最近から見ましても、景気の上向き状況といふのはかなり頗著になつてきていたよう思われるわけでございます。そういう点から見ますと、今後、この変動相場制に移行したこと、あるいはドルが切り下されたこと、それから、それに伴つて国際的に推移がいろいろ起ると思ひますけれども、こういった環境下において、これまでの日本の予想されていたような景気の動向がどう変わるかといふことは、にわかに見通しがつきかねるといふのがほんとうのところではなかろうかと思ひます。しかし、民間やエコノミストの方々もいろいろの観測などをされておりますが、その中からは、やはり相当着実な景気の伸びといふものは続いているのではないかと見方をしてい

ています。ただ、おおよその見当は、やはり不安が内蔵していくといふことに私はなると思う。大体どういう方向——もちろん私はこういう意味では、国際収支が何十億ドル減るとか、あるいは物価が何名下がるとか上がるとか、こういう数字については私はいま要求するのは無理であろうと思います。ただ、おおよその見当は、やはり大蔵委員会を開いてどうなるのかなうとも具体的に聞いているわけじゃありません。おお

よその方向だけは示してもらわないと困ると思うんです。

○国務大臣（愛知揆一君）　おおよその方向といふ

ことになりますれば、先ほども申しましてよろしく考へます。三つの課題、つまり物価が安定するといいますか、いまは何としても騰貴しつつあるわけですかね、これからます。それでいろいろの機会に御説明もしておりますが、福祉国家建設のほうに傾斜をしていくようにしようと、それから変動相場制になつたということは、やはり与えられた条件のもとにおいては、国際收支の均衡の回復に向かう道であるとも思いますが、やる、やはり三つの課題を從来にも増して解きやすくなるような努力を展開していくことである、この考へます。

○竹田四郎君　たいへんそらうじゅ御答弁では、これは何も大蔵委員会を開いて聞く必要はないものないわけです。そういうことでは困ると思うんです。

それでは具体的にお聞きをして、伺いますけれども、たとえば、貿易管理令については、通産大臣はもうこういう時代になつたら貿易管理令は適用を廃止しよう、こういうようなお話をあつたわけであります。具体的に貿易管理令はどういうふうに今後扱われるつもりでござりますか。

○國務大臣(愛知揆一君)　これは通産省の伝わり方をいろいろ問題があつたようでありますけれども、政府として考えておりますことは、三回にわたる昭和四十六年以來の円対策をこういう事態になればむしろますますこれを進めていかなければならない、自由化の問題にしても、あるいは資本の自由化の問題にしても、あるいは監督令の適用にいたしましても、あるいは関税の引き下げにいたしましても、こういう点については以前からお線は十二分に進めていかなければならぬ、これが基本的な考え方でございます。

とで、今まで以上に賃管令の適用はきびしくしていく、たとえば対象業種をふやすとか、ある、

はその制限の率を高める。」アーネストはこうに理解して

○國務大臣(愛知揆一君) これは賀智令だけの問題ではございませんで、円対策として考えられていたことについて、少なくともこれをやめるとか方向転換をすることではなく、具体的にはそれを他の項目についてさらに擴大するものございましょう、あるいは速度を速くするものもございません。しかし、これを、今まで考えておったことを逆に考えるといふようなことはしないといふのが政府の基本方針です。

○成瀬裕治君 ちょっとと関連して、大臣、つまり賀智令との調整で十分、大臣方

ロードするのにおよその何カ月ということは、大臣も言われませんけれども、この前のとき四カ月かかっておるではないかというのが一つのめどになつてゐる。賀賀令は半年ですね大体。しかも

相場に大体いつころなるだろうということはおよそ見当がとれておるわけです。四カ月だといふやうに織り込んでおきますと、そうしますと、貿管令で、たとえ、弱電関係でいえば一七%、ただもうけたはいているから一%だと、この一月からの一兆増がある。ところが、実際はフロートしておりますからなかなか商取引ができるない。中小企業はそれで非常に困っている。ワクはもらつたけれども取引が成立しない。それ入んでくる。さてそれじゃされたものはどういうふうにするのか。もう一つは、通産大臣のほうじゃ円の切り上げ、いわゆるフロー、同じですが、そういうものがあるなら貿管令は適用をしないといふことを言明しておるわけです。業界としてはそれを実は頼りにしてやつてきたわけです。政府は今回、いや円の切り上げはやつても、貿管令はやるのだとう言ふ。どちらを信用していい

か、通産大臣がどうだとかいう問題じゃなくて、田中内閣としてどうするのかと、こうことを早く

やつでもらわなければどうにもならぬところへ

るわけです。しかも、フロートの期間が長ければ長いほど中小企業はたいへんなことになるわけですが、ですから、中小企業の対策として尋ねるよりも、基本的な問題としてどうおやりになるかといふことを、竹田委員は非常に具体的にあまりやるゝと、ちょっといろいろなことで差しさわりがあるかと思つて遠慮しいしい私は聞いておると思うのですよ。大臣もなかなか答えにくいと思う。しかし、明確なことにしてもらわないと、中小企業はどうやつていいかさっぱりわかりやしないのです、いま。取引ができるないわけなのです。ですから、下請に対する責任をとりますば、まことに

どうやつていいか遊ばしておかなればならぬ。全くえらいところにきておると思う。ですから、私もある期間を置いて実勢をつかんでおやりにならなければならぬといふこともわからぬわけじゃよ。

ないわけです。しかし、それをやつておれば、だれにしわが寄ってくるか、どうなるかということを考え、善処してもらわなくちゃならぬと思う。ですから、賀賛令の問題と円切り上げとの関係は、前はあつたけれども、今度は無関係のよくなま話をですが、どうなんですかということを開き直って聞きたいわけです。以上です。

○國務大臣(愛知揆一君) それも私もよく理解できるわけでありますから、いま申し上げたとおりであつて、累次にわたる円対策といふものは、豪動相場制になりまして、これを方向を変えるといふことがあつてはならないというのが政府とのての基本方針。しかし、円対策の中にもいろいろ方法があるわけであつて、きめこまかくやらなければなりません。したがつて、現在特に輸出関係の中小企業の問題については、もう十四日以来通産省においても、もう直ちに地域的にも重大な問題を持たれているようなどころには、すぐ調査を

一昨日の衆議院の委員会等におきましては、かり  
こ、たとえばレートがこうなれば、こう、うとこ

るはどれほどの影響がある。それに対してはどう

いう措置をしたらいいかというところに踏み込んで、対策が講ぜられつつあるわけであります。それでたとえば、その中には資金的にも、予算的にも、あるいは税法上の問題にしても、金融の関係はもちろんでございますが、考へ得る措置は用意をして、実情の掌握と、それから業界の御心配的具体的な点と、それに対処する政府側の対策がよくお互いにミートし合って、心配をかけないようになります。こういうことにいま鋭意努力をいたして、いるわけでござります。したがいまして、それと連いたしまやすから、いろいろの制度のやり方等につき、若干の変更などをござるが、届くとお

はうして著者の意見をそれぐでなく、軽くし  
げるとか、あるいはスピードを速に増すとか、ア  
レはいろいろの点が考えられると思いますから、  
一がいに言えませんけれども、要するに、しか  
し、基本的な考え方などいうものは、やはりこれは

通貨の問題だけではございませんで、国際的に通商関係をどうするかと、いろいろなことがやはり大きな問題になつておるところでもありますし、それから特に一番深刻なのは、日米の貿易関係でありますことは御案内のとおりでござりますから、そういう点についてどういうふうな考え方、そして国益を守り、中小企業の立場を考えたならば、どういうふうな方策を考えたらいいかということをあわせ考えていかなければならぬ、それが私は現状だと思っております。

100

10

Digitized by srujanika@gmail.com

[View all posts by admin](#)

Digitized by srujanika@gmail.com

がかりに四ヶ月になってしまったと、どういうことになるかということ、割り当てをもらつておる中小企業の人たちでいえば、その半年間のものがちょうどこと合うわけなんですよ。そうすると、フロートした中で、六十五円で取引するのか、六十三円にするのか、四円にするのか、五十銭にするのか、たいへんなことなんですよ。それだけはひとつバイヤーのほうで持つとか、インボーカーのほうで持つとか、いろんなことになつておつたと思うんですよ。それがぐずぐずしておりますと、どうもなりませんから私は早く、この際は、結論を出すのが妥当なものだと思ふ。大臣はなかなか言いにくいかもしだれけれども、そういう一つのパターンがあると、どうことをひとつ考えて、中小企業の立場なり、いろんな立場から立つてもらいたい。私は早くやれば、いろんな意見があつたと思うが、二百七十五円なら二百七十円ぐらいで、フロートさせずにほんとやつたら、あるいはなつたかもしれない。しかし、それでも問題が解決しないから、あとでいろんな対策はどうなくちやならぬかと思つたわけですからとも、とにかくタイミングはもうここまでできてしまつたんですから、過ぎたことはやむを得ません。ですから、これから中小企業なり、いろんな点について、被害を極力少なくするということを考えなくてはならないと思ふんです。円対策のほうととしては、価値をどうするかということは、六十円になつたから、あるいは五十円になつたから、それで取支がどうという問題じゃないと思うんです。私は、日本はやはり輸出をしなくちやならぬという問題があるから、それについてどうしていくかということを別途考えていましたが必要があると思ふんです。

ですから、私の言いだいことはいろいろとどうぞいますが、大臣に重ねてお伺いしますが、そろそろ、賀管令はゆるめないよと、このままでいるんだ、あるいはもつと強固にしていきますよという考え方には間違はないということ。それからやつていくと、しかしそれは変動、今度のドルの一〇%切り下げとは関係ない。この前は、輸入税という問題については、もう全然対策として今は考えませんよと、こういうふうに了解してよろしくござりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 中小企業関係の賀管令のやり方については、これはなかなかきめこまかくやっていかなければならぬと思います。ですから、これはいま担当の通産省でも非常に真剣に取り上げられていると思いますが、賀管令というものをこの時期にやめててしまうということは考えないとおもいます。

それから輸入税というお話をございましたが、関税の問題は現に御審議を願つておる関税定率法の改正の問題もございますが、これはもとよりのこと、将来の問題としては、さらに関税の引き下げといいますか、関税の一〇%分は対米関係につけても、ドルの切り下げの一〇%分は対米関係についても、どういふべきかは、もう決まりました。つまり、通貨のほうの問題は現にフロート中でござりますから、こういう状況下にあっては、今までどおりと申し上げるのが一番よろしいのじやないかと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) さしあたり、今までどおりといふのは、通貨のほうの問題は現にフロート中でござりますから、このままの状況下にあります。今までどおりと申し上げるのが一番よろしいのじやないかと思ひます。

○竹田四郎君 大体その辺はわかつたわけですが、もう一つは、預金準備率は一体どういふうに扱つてあるのか。預金準備率によって約三千億が、もう一つは、預金準備率によって約三千億であります。しかし、このくらいの金額を凍結できたといふことではありますが、今度の交換相場制前後の問題から、実際はそれはもう消えてしまつたと、相殺されてしまつたと、こういうふうにいわれているんですけれども、これについてははどういうふうにおり、時期にもよりましまよろけれども、これは下げ方向で考えてまいりたい。

○竹田四郎君 それから、輸出税の問題でござりますならば、輸出税の問題は、ただいまこゝへじやぶらうな通貨問題が深刻になつてきているところでござりますが、概して申しますと、千四、五百億円くらいと申しましようか、その辺のところが外為關係でもって資金の散布があつたと一応考えております。

○國務大臣(愛知揆一君) これは計数的には正確に政府委員から御説明申し上げたほうがいいと思ひますが、概して申しますと、千四、五百億円くらいと申しましようか、その辺のところが外為關係でもって資金の散布があつたと一応考えております。

それから、準備率の引き上げで、そのこと自体ではほぼ三千億くらい、凍結といいますか、凍結といふことをきめるべき新しい要素がそこに出でています。このうえで、このうえでございますが、かりに外貨の関係からもつともつと、この千四、五百億といふように理解していいですか。それとも強めといふように理解していいですか、どつですか、そ

うふうに理解していいですか、どつですか、そ

る円対策を引き続きおおよそのところ実行をしていくというような御答弁であったわけであります。が、現実にはこの三次にわたる円対策というものが、名前はとにかく円対策だということで文章には書かれている。しかし、そのほとんどというものは、圧力団体や、あるいは各省のなわ張りによつていつか骨抜きにされてしまつてゐるといふのが、この三次にわたる円対策の考課表だといふうに私は思つたわけです。それにもかかわらず、これだけの大きな変動があつたにもかかわらず、いままでと同じような円対策を続けるということであつては、これは国民として今までの円対策があつたままでは、何うかと見てゐると、ほんとうに効果を發揮した、それによつて円の再切り上げが回避ができたという確信というものは国民にはないわけです。名前だけだといふ非常な不信がいままでの三つの円対策にあつたわけです。これからは円対策といふのは具体的にどういうことをするのか。若干ずつ出来ましたけれども、ひとつ、考えられる、あるいはやろうとしているところの円対策、あるいは今までの円対策の中で、こうしたことは今後もつと積極的に進めるんだ、もつと強引にやるんだといふような問題もあるらうかと思います。たとえば、農産物の自由化などは、そういう種類のものに入るかもしれません。そういうしたいままでの円対策と、今後の円対策、質的に、あるいは対策の目的的にどう違つていくのか、どう違つた方向で持つていこうとしているのか、この辺をひとつ明確にしていただきたいと思ひます。

アであります。このハードコアにつきまして、何としてもせめてこの残存の三十三品目を減らさうという努力が一生懸命行なわれておりますが、最近新聞等でも御承知のように、通産物資あるいは農林物資等についても、その努力のあらわれがもうそろそろ出てくるようになつてきているものもあるよう見受けられます。それから、輸入割り当てワクが拡大されましたことも御承知のとおりで、国内の消費量の2%から7%に引き上げられたということ、それから、関税の引き下げは、千八百六十五品目にわたって一律二〇%引き下げられたといふような点については、これは国際的にかなりの評価がございます。それから、さらに特惠関税の完全な早期実施、これらについてはただいま御審議をいただいているわけでござります。

それから、輸出振興税制をやはり税制の上ではやめてまいりたいことも御承知のとおりでござります。

それから、先ほど来お話をありました貿管令の発動、それから、对外經濟協力、そしてわれわれとしてすみやかに実施したいと思つておりますのが資本の自由化、とにかくこれらはいずれも国内的に見ればなかなか踏み切りのつかなかつた問題でありますけれども、とにかく相当のこと今まで私はやってきたと思いますが、さらに精力的に伸ばしてまいりたい。

それから、これほども正確に学問的に——承認されるかどうかわかりませんけれども、いま御審議をいただいております四十八年度予算の執行によつて計量的ないろいろの計算が、ある方々によつてはできるわけですけれども、国際收支の上にあるいは三十億ドルといふ、あるいは四十億ドルといふ、こういふような圧縮ができる、いわゆる輸出振興よりも内需への転換、福祉経済への方向転換といふことが計量的に、ある種の学問的な手法によりますと、そういうふうな数字も出てくるわけござります。こういったよなあらゆる政策を講じてまいりますれば、それなりの効果

○竹田四郎君 どうもよくわからぬですけれど  
ははあるのではなからうか。こゝ考へるわけでござ  
ります。  
されは評価済みなわけですね。その上で円といふも  
のが国際的にねらわれているし、現実的にはそ  
ういうようなことをやつても、政府の見通しよりも  
貿易黒字が出てきた、こういうところに今度の変  
動相場制への移行という問題が出てきたと思うの  
ですけれども、どうもそりした意味でこれだけの  
ことが行なわれて、わざわざ大臣が追加の所信表  
明までやつた。しかし内容的には少しも変わらない。  
これはどうも何のために変動相場制に移行  
したのか、こうした点も私ども理解できないわけ  
なんです。そして具体的に円対策をどう進めるか  
という点についてもいままでやつたのを並べた。  
これが効果があつたんだと、そういう点ではとて  
も私ども理解ができないわけですから、こう  
したものをおもう少し明らかにする時期というものが  
おぞらくあるだらうと思うんです。いまのお話  
でも三十三品目の中でそろそろできそらん品目が  
ある。その辺は確かに努力をされてゐるだらうと  
思うのです。そういうものが具体的にそろつてくる  
時期というのは、やっぱり変動為替相場制が終  
わるときですか、それともその間にそれをやるん  
ですか。大体そういうものの見通しというのほど  
ういうふうにお考えになつてゐるのですか。  
○國務大臣(愛知揆一君) 変動相場制といいます  
のは、やはりあわてて固定相場といふようなもの  
をぴしつときめるというやり方は、私は不得策で  
はなかろうかと思います。したがつて、私はよく  
申しますことですがれども、たとえば、よく十カ  
国蔵相会議というようなことがいわれますが、そ  
の主要歐米、日本を含めた十カ国の中で、五カ国  
がフロートして、変動為替相場制を現にとつてい  
るわけです。またダブつているところもございま  
るかもございます。固定為替相場だけが最善の道で  
はないということは、この十カ国の現にとつてい

る措置から申しましても私は言えるのではなかろ  
うかと思います。ただ、いろいろの外國關係の御  
商元などをなさる方から見れば、固定された相場  
があることがこれは商元もありやすい、望まし  
いことでもございましょう。日本としてはそぞ  
いう戦後ににおいてなれてきた制度でござりますか  
ら、適当な時期に適当と思われる固定相場に移行  
するということが適当であると思思います。しか  
ままでから、いましばらくこの状況を私は続けてい  
きたいと考へるわけです。同時に、これはその期  
間内においてももちろんでありますし、あるいは  
将来にわたつてもいかなる条件下におきまして  
も、これは通貨だけで片づく問題ではございません  
んで、通商政策、あるいはそれぞれの国内の政策  
が大事でございますから、これは衆議院の予算委  
員会の審議を再開していただくに際して、総理大  
臣から所信を申し上げた。そこにもあらわれてお  
りますように、長きにわたつてやはり国益を考え  
ながら開放経済体制に向かっていく。そして国内  
的には福祉型に移行していくことによって、そ  
いふことが、どなたがおやりになるにしても、そ  
の政策の選択は正しい道ではないか、こう私は考  
えております。

い。どうもその辺が、決断と実行ということでおきつてきた田中内閣のあり方としてはまことに遺憾だと、口をぬぐって何も言わない、聞かれてても何も言わない、私は非常に残念に思ひんすすけれども、時間の関係で次へ進めます。

いまも、変動相場制というものはかなり長い間とろうとしていらっしゃるようには私どもは受け取るわけであります。また衆議院の予算委員会において大蔵大臣は、変動相場制というのはたゞへん妙味がある、何か株をやる人みたいな感じがするわけであります。非常に妙味がある、こういうふうにおっしゃるわけであります。一体その妙味といふのははどういうことなんですか、私どもよくわからぬわけです。非常に妙味があるといふのはどういうことをおっしゃつてあるのですか。おそらくプラス面といふものはたいへんあるわけだと思います。プラスとマイナスといふものは当然あると思うのですが、それはどういうことなんですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、何といいますか、さくづぱらんに言えは、反問申し上げたくなのです。ですが、そうすると決断と実行で何をやつたらよかつたか、私はやさざることがまた決断と実行であるといふことも考えられるわけであります。私はある日突然、たとえは、國民が全然予想もしていなかつた通貨の相場が突然変わつたといふようなことがありますれば、これは非常な衝撃行為であるといふことも考えられるわけであります。私は、やはりドルの切り下げということが現に起つたりまして、そうしてそれが今後どういうふうな影響をあらわしてくるであろうか、あるいは国際的にこれがどういうふうな動向になるであろうか、あるいはまた国内的にどういうふうな受け取られ方をするであろうかといふようなことを見つめ期にやるといふような選択をするのも一つの方法じやないかと思います。そういうふうなことを

全部ひらくため変動為替相場制といふものは妙味のあるやり方ではないだろうか。しかもこれは、先ほど申しましたように、たとえばカナダ、イギリス、イタリア、それから日本、それからイス、こういうところは変動為替相場をつとにやつておる、あるいは今回もまた新たにやつておる。そうしてさらにそのほかには、二重為替相場をとつておるところもある。これは自由相場のほうは、いわば変動相場といふことがいえるござる。いましょう。こういうふうな国際的なやり方などを見ましても、何も急速に円のレートといふものを見あなければならぬという筋のものではないのではなかろうか。ただ、それは同時に、変動相場制のもとにおきましても、私は強調して申し上げているのは、何といっても日本の経済構造からいつて、輸出関連下請などの中小企業に打撃を与えてはいけない。それから、前の四十六年のとき、あるいはその後いろいろ世間的な御批判も受けていたようでありますけれども、たとえば、構造改善などいうようなことで、いままで輸出を主としていた、これを内需に転換するというような、転換についての政府の助成措置が足りなかつたんじやないかといふことが指摘されている面もございますから、今回の場合は、そういう点にも十分の配慮をやっていくこう。これはもう通産省などもそういうお考えのようでありますから、そういう面に積極的に乗り出してしていくということが適切な態度ではないか、こういうふうに考えるわけであります。

のがこういふところへ来ているわけです。しかし、銀行に対する対策というのは、先ほどの準備率、あるいはその他のことによつて過剰流動性は吸収されていると思ひますけれども、問題は、一番問題になるのは企業の中における過剰流動性、これをどう処置をしていくかといふことが、今後の投機現象といふもののか押えていく、ほか高い株価を押えていく、あるいはほか高い土地の価格を押えていくなどとなると思うのですが、その後の過剰流動性については、一体大蔵省はこれをどう措置をしていくか、そして物価の安定にどう寄与させていこうとしているのか。企業の内部における過剰流動性の対策、方針をお示しいただいたい。

○國務大臣(要知揆一君) 企業の手元流動性の資金といふことが非常ないま話題になつてゐることを私どもよく承知しております。同時に、やはり金融機関を通じて出ます通貨量といふものは、これはもう圧倒的に多いわけです。ですから、このオーソドックスなやり方は、やはり金融政策と、いうものは金融機関を通じてやることが適当であると、こういう考え方で累次――これは変動相場でござりますけれども、昨年末以来相当思い切つた措置をいたしておるわけでございます。詳しくは御承知のとおりと思いますし、また御必要ならば銀行局長からでも説明をしてもらいますけれども、そして先ほども申しまして、これは少なくとも現在のところでは、一時のよろな根元が、つまり外國関係からどんどんふくれ上がってくるといふことはいまのところはなくなつた。したがつて、金融政策としては正常な姿でその成果があがるような状態に現在はあるわけでございます。こういふうな考え方で、これからやはり引き締めきみの、しかし、できるだけ目的的なつまり一面においては内需といふものも大事でござりますから、目的的な引き締め策ができるよう、これは私はまだ計画的にはつきりしたもののがつかまえられておりませんけれども、たとえば、土地融資などについての相

当徹底した対策というものがかなりの効果をあげつつあるのではないか。そこでそのほかのところへまたお金が向いていくという傾向も出でているのではないかと思います。

それから証券市場に対する措置についても、けさの新聞でもごらんのとおりと思ひますけれども、具体的な措置、それから行政的な協力の要請、まあいろいろの方法である程度のこれは効果が現にある、こう考えておるわけでございます。

○竹田四郎君 時間がありませんから、この点も私はいまの御答弁では当然承服できかねるわけですが……。

これ、最後の質問になると思うのですが、今までの国際的な通貨危機の大きな原因というものが、アメリカの多国籍企業が意図的にドイツを襲撃をしたいということであり、同時にそれが、アメリカ政府がそれを黙認をしていたということであります。が、こうしたことは、はたして日本の中にも、アメリカの多国籍企業というのは私当然あると思うのです。一番大きい、いま日本にその目標を向けつつあるわけでありますけれども、一休わが国における多国籍企業というものが、そういうことは一切ないのかどうなのか。まあ前の大蔵次官の澄田さん、あるいはいまの短期資金課長の大場さんですか書いたその書物によりますと、多国籍企業というのはそんなことはしないんだ、ただ普通の形でのヘッジだけをやっているわけであって、そういうことはしないのだ、こういうふうにこの文章「多国籍企業の実態」ですが、これには書いてあるわけです。時間がありませんから、一々読みませんけれども、「歐州の政府当局や通貨当局などは、多国籍企業なるがゆえに為替スペキュレーションを行なうものでもなく」と、まあこういうふうに書いております。しかし、世界の新聞は、今度の場合に、アメリカの多国籍企業がこれをやつた、今度の通貨危機の元凶だというふうにいわれているわけでありますけれども、私どももそろだと、こういうふうに思うのですが、日本ではそういうアメリカの多国籍企業が通貨の投機

をやつしていくといふ心配というのには全然ありませんが、それがどうですか。これはひとつあとで、日本に一  
体米系の多国籍企業がどのくらいあるのか、その資産内容などいうものは一体どうなのか、日本のい  
まの為替管理によつてそうちたものが一体だそら  
れのか、こうした点、数量の点についてははと  
ころは、ただ単に企業がやつたということではない  
でひとつ資料でいただきたいと思いますけれど  
も、そうちた心配といふものは一体ないのかどう  
なつか。おそらく私は今回のこの通貨危機という  
のは、ただ単に企業がやつたということではない  
と思うのです。あくまでもこれはニクソン大統領  
の建国二百周年記念の事業として、アメリカのドル  
の威信回復の措置として、ペトナム戦争以後にお  
いてニクソン大統領の一番大きな政治目標とし  
て、ドルの信用回復といふことでやつてくるとい  
うふうに考えられますと、一番大きい日米の貿易  
取引の黒字、これをあらわす手段をもつてくれし  
ていく可能性といふものは私は非常に強いと思  
う。そうした場合に、多国籍企業が一体どうなる  
のか。そうしたニクソン大統領の政治的な目標と  
いうものに対しても、日本の政府は一体それに対し  
てどう対処しようとしているのか。この辺のこと  
について、短い時間でありますから、おそらく満  
足な御答弁はいただけないといま思つております  
けれども、考えている点だけだけつこうでござい  
ますから、大臣としての関心をいぶん表明しておる  
し、こまかいついてはあとで資料でいただき  
たい。

か。この点については日本の為替管理といふものがかなり強力であり——もちろん完璧とは言えないと私は思います。完璧と思えませんから、去る九日にも思ひ切つて市場を閉鎖したわけでござります。そして貿易關係、いわゆる実需と、それ以外のものとの選別といふものも、事柄の性質上なかなか不明確なものござります。そういう点からいって、まず日本の為替管理をもつてすればだいじょうぶだと思ひますけれども、やはり今後とも十分注意はしていかなければならぬと、こう思つております。

○政府委員(林大造君) ただいまお話をございました資料についてでございますが、多国籍企業の定義というものがなかなかむずかしい問題でござりますので、どういうものを調整いたしましたらよろしいか、後ほどよろしくお伺いいたしまして準備させていただきたいと思います。

○竹田四郎君 「あと若干聞きたいことがありますけれども、時間がきておりますから、また次の機会に譲りたいと思います。

○野々山一三君 大臣伺いたいんですが、時間がありませんので、簡単に答えてください。

第一は、三つの課題の第二ですか、一ですか、国民福祉といふのは一体どういうことなんんでしよう、これが一つ。私はつまり人間を大事にすることなんだろうと読みますけれども、あなたの真意を伺いたい。

それから第二に、国際協調の実をあげ、国際收支の均衡を回復する、こういうわけですけれども、一体この円問題の今日の状況のもとににおいて、ことしどういうよな経済状況が構成されるのか、その展望、それが第二。

第三に、一体どのぐらいの実質的円切りになるのか、という見通しについて伺いたい。

第四に、国際会議に臨むことになるはずですがれども、一体このフォートの状態を続けることになるのか。先ほどの質問にも答えられておつたようですがれども、固定相場の時期が来たならばと、いう補足答弁があつたわけですがれども、それに

それから、――続けて言いますけれども、答えてください。それから、輸出調整をやるというわけですかけれども、一体どのくらいに見てらっしゃるのか、その結果がどのぐらいになるのかということは重要なポイントですから、簡単に問題提起して、まずお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) 第一の問題は、私は一言にして言えは、社会福祉政策を拡充すること、社会資本を充実することである、こういうふうに考えております。

それから、第二の国際収支についてのお尋ねでございますが、これは最後の輸出調整とも関連いたしますけれども、的確にこの四十八年度の末、つまり来年の三月末にどのくらいの輸出と輸入になるであろうかということについては、確たる見通しは先ほどもいろいろ申し上げておりますよう立ちはだめんけれども、まあ希望としては現在およそ輸出三百三十三億ドルですか、見通されておりますが、まあ大体それを何といいますか、上限にするぐらいのところにいきたいものだと。これはまあ経済見通しが企画庁のほうからもよく説明されておりますが政策目標であるといわれておるわけでございまして、それを上限にするぐらいのところが、まあいましておまえはどう考えているかと言われる所、そのくらいのところを思つております。

それから、第三の円切り上げの幅をどのくらいに想定できるだらうか。これは皆さまの非常に御关心のあるところであることは私もよくわかりますけれども、現在は、紋切り型になつてまことに恐縮なんでござりますけれども、変動相場をやって、そして実勢を静かに推移をながめていきたいい、こうお答えするよりはかないと思います。

それから、第四の国際会議の問題でござりますが、これは実は昨日衆議院でもお答弁したのでありますけれども、本来ならば多国間で通貨の調整はやるべきものであると、私は今までもそれが正しい行き方であると考えます。しかし、今回の

影響といふものが非常にきびしく現実の問題として身近に感じているわけですね。そこで、いまあなたのお答えになるような、状況を見て考へるのは——中小企業なりが考へるのは常識じやないでしようか。これは率直に私は、中小企業などの經營者あるいは貿易関係を扱っている者たちの悩みといふものを、あなたが深刻に考へていま対処しなければ、やらないで決断と実行なんて、そんな話は通用しないのじやないかと、そこに混迷が起こるといふことが言えるだろ。で、私は実は正直に申し上げまして、大臣のいま竹田君の質問などを通じて、まだ一ぱい私も聞かなければならぬ。それから予算を議論する、税財政全体を議論するその上からも聞かなければならぬことが一ぱいあるんで、時間がないから、ぜひ大臣もいまのこととに答えていただくと同時に、時間をつぶしてもらひよろに、あらためてこの委員会として私はあなたに要求をいたしたいと思います。これについてお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) 輸出の問題でお答えを

いたしましたが、同時に私は、輸入はもとと盛ん

にしたいたものである。そしてこれがよく問題に

なりますが、輸入を増加して、そして国内の物価

問題にはんとうにこれが寄与できるような姿にす

るといふことが、まあこの三つの課題に対する一

つの大きな答えにもなるのではないか。しかし、それをやりますのには、やはり国内におきましていろいろの具体的な措置が必要であると思いま

す。それから、当委員会への出席については、でき

るだけ私も努力いたしまして出席させていただきたいと思います。

○野々山一三君 いまのお答えの最後のところ

に、輸入をやすといたことを考えながら物価を

安定し、そして均衡をとる。こういふお考へを示

されたわけです。

いい。こういふおつしやり方をなさると、おれたちはどこに行くのだということをもう国民が考へるのは——中小企業なりが考へるのは常識じやないでしようか。これは率直に私は、中小企業などの経営者あるいは貿易関係を扱っている者たちの悩みといふものを、あなたが深刻に考へていま対処しなければ、やらないで決断と実行なんて、そんな話は通用しないのじやないかと、そこに混迷が起こるといふことが言えるだろ。で、私は実は正直に申し上げまして、大臣のいま竹田君の質問などを通じて、まだ一ぱい私も聞かなければならぬ。それから予算を議論する、税財政全体を議論するその上からも聞かなければならぬことが一ぱいあるんで、時間がないから、ぜひ大臣もいまのこととに答えていただくと同時に、時間をつぶしてもらひよろに、あらためてこの委員会として私はあなたに要求をいたしたいと思います。これについてお答えをいただきたいと

思っています。

そこで私は、まあ相当時間がかかると申しけ

ないのですが、こんなにたくさんある。調べてき

ました。で、役所は全部試作品でござりますと、

こういふ資料です。ところが、最初に申し上げた

よう、日本でやめていくと大日本インキは言つ

たが、さてこの大日本インキは、イタリアに対し

てちゃんと契約を結んで輸出をするわけです。こ

れをどうしてやめるといふことをしないのか。こ

ういう、人間が食べたらガンになる、脳下垂体腫

瘍になる、そういうことが魚にもネズミにもみ

あるわけですね。それを食品衛生調査会は、と

いうものもあるが、安全であると認められるので、

といふのが答申の結果であると思ひます。あなた

もひとつ脳下垂体腫瘍になつたらいかがでしょ

う、食べたらいかがでしょうといふ問題になるわ

けです。これはやっぱり輸出をやめなければいけ

ないといふことを、関係各省庁関連の問題で受け

れども、聲明をしてもらいたい。これが第一

の一統一した見解を出してもらいたい。そくすればはつきりする。

それで、時間がありませんから次に進めます。

石油タンクパックといふのは、ことばは一つです。

ところが、実際は三つの名前があるのです。

これは役所から出てきた資料でも、片や炭化

水素酵母、こういふ名前です。たいへんうまい名

前ですから、食べておいしいだらうといふ感じにな

ります。それから試験中でござりますといふけれども、これをごらんください。本物のカタログはござりますが、この委員会ですから、ゼロックスで

ござりますが、この委員会ですから、ゼロックスで

ござりますが、この委員会ですから

アに十万吨をやつておるんでござります。これは  
は鎌化でございます。契約書がここにございま  
す。お見せしましょか。——こういうことが公  
然とやられているということは一体どういうこと  
なんでしょうか。私は非常に抽象的なことで、ど  
ういうことなんでしょうかと伺います。ますそれ  
に答えてください。こういうことが、役所が、  
野々山みたいなやつがどんなことを言つてみた  
て、ああ言つておけばいいわいといふことの証拠  
じやございませんか。しかもここにありますよ、  
鎌化の技術担当の推進開発課長というのは、こん  
なものは安全ですか、やるのはあたりまえです  
よという談話が発表されていますよ、新聞に。そ  
して二社だけではございません。十数社あるんで  
ござります。その中で名前があがっているのは、  
きょうの新聞で四つ、五つ追加されて名前があ  
がっています。なんでこういうことがありますんだ  
と言つたら、ペーパープランでござります。と言う  
んだけれども、技術輸出といややつのペーパー<sup>プラン</sup>  
といややつもどんどん進行しておるんでござ  
います。これは一体どういうふうに考へるのか、  
これは通産政務次官にひとつ、大臣いらっしゃ  
ないから、聞きたく。

○政府委員(矢野登君) 詳細につきましては、私  
はただいま勉強中でござりますので、担当の局長  
からお答えをさせていただきます。

○野々山一三君 中身を答えてからにしなさい  
よ。

○政府委員(齋藤太一君) ただいまの先生の御質  
問の件でございますが、技術輸出につきまして  
は、御指摘のように鎌淵化学はイタリアのリック  
社と昨年の一月に技術輸出契約を締結をいたしま  
して、外國為替管理法に基づき通産大臣……  
○野々山一三君 はつきり答えてください。  
○政府委員(齋藤太一君) 通産大臣の許可は昨年  
の一月二十一日に行なわれております。  
それから大日本インキ化学のほうは、ルーマニ  
アの化学工業省と合弁会社契約の仮契約が行なわ  
れておりますけれども、まだ本契約に至つており

ませんで、本契約は本年の三月ごろといわれてお  
りまして、本契約ができましたら政府に申請を  
する、こういうふうな段取りになつておるよう  
に聞いております。

で、この技術輸出の、いまのイタリアのリック  
社に対する許可の件でございますけれども、御承  
知のように、現在の外國為替管理法に基づきま  
す、こういった技術輸出契約の許可は、主として

国際収支の均衡の確保あるいは資本逃避の防止と  
いう観点から審査をいたしまして、許可をいたし  
ておりますが、本件につきましては、八回払いの  
延べ払いになつておりますので、標準外決済とい  
うことで審査をいたしまして、許可をいたしました  
でございます。

先生の御指摘の、安全性の観点からのチェック  
はしなかつたのかといふ点でござりますが、この  
安全性的問題につきましては、輸入国のほうにお  
きまして、それをその国の国内法令で規制が行  
なわれております。ただいまのイタリアのリック  
社との技術導入契約につきまして、イタリア  
政府が現在審査中でございまして、輸出物質二つが、  
国内過当競争物質、三つが、国内需  
給調整物質、四つが、輸出禁制物質、これについ  
ては通産大臣の云々と、こうなつておる。した  
がつて、いま局長の言うように、輸出だから企業が  
やるのはあたりまえだという論理を持つておる。  
それなら、きのう厚生省の政務次官山口君が行政  
指導をもつても何としてもとめますといふこ  
とを言明したのです。どうしたことでしよう。  
これはあなたとのかね合いになるわけです。

それから第二、この契約書を見せましょか。  
十数回かかってきょうようやく取つた。それによ  
ると、おっしゃるように入回の延べ払いになつて  
いることが書いてあります。けれども、七二年の  
一月に契約して来年二月できるということになつ  
ている。七四年にはもう完成するんだ。これが十  
万トンのプラントだ。ぱつと行ってぱつとできる  
という工場でしようか。それこそとばの問題  
じゃないかといふように思いますが……。契約は  
すでにできている。それは貿易自由の原則だから  
しようがないと言ふんなら、そんな論理は山口君  
がきのう言った、記者会見で言明したあれはうそ  
だ。うそか権利の乱用かといふことになる。これ  
は内閣としての見解を明らかにしてもらわなければ  
いけない。

○國務大臣(要知接一君) 同様は伺はばど、ま  
ことに私もますますおかしいなと思わざるを得な  
い、といふことを率直な所感として申し上げま  
す。で、先ほど申し上げましたように、本件につ  
いては関係各省が至急相談をいたしまして、政府  
としての見解を明らかにいたします。

○野々山一三君 次に、この問題にからんで、行  
政権の秘密なんかよくわかりませんが、行政権の  
秘密であるといふものと、企業機密といふものが  
存在しているのだろうといふことを私はしみじみ  
感じました。これは私は法務委員会で、それは數  
回の議論をしている。いま秘密、機密といふ問  
題がござりますね。法律的にはどんな法律をさが

られるわけでございます。この点につきまして  
は、現在の輸出規制の関係は、大体、原則、輸出  
は自由といふ法令の立場をとつておりまして、や  
はり安全性の問題につきましては、各國がそれぞ  
れの国内法に基づきまして所要の輸入規制を  
いたしておりますので、そちらのほうの輸入規制  
にゆだねるといふふうに私どもとしては判断をい  
たした次第でござります。

九

してみましても、機密という文字があるのは二つですね。MSA協定に伴う臨時措置法、外務公務員法、それ以外は全部秘密なんだ。それでとうとう機密、秘密という二種類にした、ということとが約束されて、いま進行中でございます。これでまだ継続中なんです。ところが今度、これは私が取り扱ってみてそう思いますが、何十回と言つたらいでしょ、毎日私が部屋から出るところができないくらいみんな来ていろいろ説明して、私が追及すると、次々、次々と出てくるのです。一体そういうことで国政調査権というものが存在するのですか。これが一つです。こんなものなら国会なんか要らないということになる。

第二に、企業機密といいうつが、一体日本の信用がこれほど国家的に問題になつてゐるもので、そうしてやめねばならぬというほどのものが、貿易自由の原則ということとばで外国へ出ていて、これは国の信用を上げるものですか、下げるものですか、伺いたい。

最後に、これは二回おつしゃつた、内閣として重大なことだから相談する、こういうようにおつしゃつたが、私はここであなたに國務大臣として伺いたいのです。やめさせますという答弁をして認めました。また片一方は、申請があれませんからこちらこちらいう話があるということです、予約的契約でござります。この前者のほうの理屈は、あなたがとめる資格があるかと思いますね。それを企業機密だから、あるいは貿易自由の原則だからとうことでやりになることは、私は、何としても日本國家として許されるべきことではないということ。

これをつけ加えていま申し上げた三點についてお答えをいただきたい。責任をもつてはつきりお答えをいただきたい。私の時間はもうなくなりますからね。

○國務大臣(愛知揆一君) 国政調査権は尊重されなければならぬのは当然でございます。それから企業機密と輸出の問題でありますけれども

ども、たとえば国内で禁止されている、あるいは毒性があるといふようなものまで輸出を承認するというようなことは不可解だと思います。それで第三の最後のお尋ねですが、これは私はさつきからさくばらんに申し上げておるようになりますが、まだこの問題を知りましてから数時間でござりますから、ここではつきり言明を……、先ほど申し上げたとおり早急に政府の所見を明らかにいたしますが、やはりちょっとは時間をかけていただきたいと思います。野々山さんの御意見はよくわかりました。

○野々山一三君 そこで、あと少し時間をください。私は人間の知恵が進歩していくというのは今日の時代であるという意味で伺います。それは石炭を食べるようになったというのも一つの例だらう。新幹線が今度四百八十九キロのものをつくるというのも人間の知恵の進歩、科学技術の進歩。そこで、あなたに、通産政務次官に聞きたいのです。これはひとつ答えてください。アメリカでは——アメリカの例を引けばつて申しわけないですが、テクノロジーアセストメント法といふ法がございまして、科学技術の振興に対しても公に公開してみんなの知恵を聞いて、そして大統領がそれを判断する、こういう法律がござります。そのほかにももう一つ類似する法律がござります。時間がないから、こういう法律をつくる考えはないか。日本は正直申し上げて企業が先行しそ政治、法律があとついている。そのためいろいろ今まで何とか公害とか、あるいは人間が死んだとか、奇形児ができたとかいうようなことが一ぱい起こつておる。これは多くの場合輸入品であつたりなんとかで、チエックということばを先ほど使われたけれども、インチキなチエックだと言わざるを得ないのですよ。という点から見ましても、もつと公開しなければいけない。公開してそういうものを開発していく、こういうことが政治の根本でなきやいけない、これから。これは御感想をお聞きしたい。

つけ加えて、いわく、厚生大臣は、食品衛生

法、あれじやだめだから、それから今度は農林省  
が所管しているえさだとかいう法律じやだめだから、何とか法律を考えますと言つたって、合理化  
するためだけの法律が幾らできただってこれはだめ  
だと、もつと、合理化ということは悪いけれど  
も、もつと前へ向いて、みんなが安心できるよ  
うなもの、こういうものをつくっていくのが、これ  
からの時代で、やはり当然の姿じゃないかととい  
ふうに思いますが、そういう点でこの見解を伺  
たい。

同時に、時間がなくなつたから経済の問題にも  
一回戻りますが、円の問題、ドルの問題、それ  
から日本の景気全体がどうなるかという問題、そ  
ういうものについて、これはあなたにたいへん申  
しわけない言い方なんだけれども、ついて回るん  
じやいけませんよ、やはりみんなにビジョンを享  
えて、こうなるのですよということを明らかにし  
て対処するということがなければいけないという  
経済の問題に戻るので。もう一回あらためて経  
済の問題についてもあなたの見解を伺いたい。

○國務大臣(愛知県一君) 科学の進歩、技術の進  
歩がまことに目ざましい当今ですから、企業に先  
んじて公の立場にある者がこれを是正するとい  
うことが必要であることはまことにそのとおりだと  
思います。が、なかなか実際問題として追つかな  
いというのが現状じゃないかと思いますが、これ  
はひとつ担当大臣にも貴重な御意見をさつそく伝  
えまして善処いたしたいと思います。

それから第二の問題は、まことにごもつともだ  
と思うんです。私もばつとやりたいのはやまやま  
でござります。同時に、率直に申しまして、いまの  
国際関係は通貨問題でまことに微妙でござります  
ので、そう申してははなはだ何でござりますけれど  
ども、言いたいところがありまして、しばらく  
の間じつとがまんしていなければ国益を害すると  
ころもございますから、若干の時間をかしていただ  
きたいと思います。同時に私は、変動相場制度  
に入っている現在ではありますけれども、やはり  
日本としては、物価を安定してインフレを起こし

ではない。それから国際的に黒字はできるだけ減らしていきたい、そうして一番肝心な福祉国家の建設ということにどうしても前進していくなければならない。まあ、そしていろいろの御意見を現に拝聴しておりますけれども、四十八年度で言えば、やはりこの二つの問題を解決する、この線は同じなんありますから、予算をはじめ、今まで考えておりましたことを、とにかく強力に実行に移していくことである。それから先ほど来しばしば御指摘がございましたが、当面の中 小企業対策というようなことについては、ほんとうに真剣な対策を、ほんとうに文字どおり万全の措置を当面はとつていかなければならぬ、こういうことに尽きます。

○野々山一三君 最後に、確認の意味で、いまの石油タンパクの問題について伺いたいと思います。政府として、統一見解として、かような日本の国内でやめさせるというようなのですから、政府として、いろんなことがあるでしよう。各省庁の現行法、実定法にいろいろあるでしようが、そういう法律のあやを縫つて出ていくよみなことで、日本の国際的信用を汚すような、そういうことはやるべきない、こういう立場で統一見解を出してください。これが私のあなたの見解を承りたい第一です。

第二は、国政調査権は尊重する。尊重するというのは、これは尊重しようとしまないと、三権分立ですから、尊重の話ではだめなんです。国政調査権は厳然たるものです。こういうことをあなたは国務大臣としてお答えにならなければいけないというふうに思いますか。

第三は、企業機密といふきれいなことばで、国的な信用を落とすようなことは、輸出、貿易、そういうものから見ても許さるべきではないと考えるが、最後にその点をお聞きして質問を終りいたしますが、これは私、非常に時間がなくなつてしまつたので、これは質問を留保して、あなたのほうの統一見解が出了たときにあらためて一ぺんあなたにお願いしておきたいのですが、あなたも通産

○農林大臣（愛知揆一君）　ただいまの時点でありますことを前提にして、私は第一の点について、は、原則として日本の国内で害があるといふようなものが他国へ出ていっているものかどうかと、これは悪いにしまっております、原則として、大臣も農林大臣も早急に時間をさいても出でてもらいたい。それに對して、もう一回答弁を願いたい。

とうに大蔵大臣としてこれを実行し、実現に移す  
といふ、政府また大蔵大臣の異常な決意を示した  
ものであると、そのようにすなはに受け取つてい  
いものかどうか、まずお伺いしたい。  
**國務大臣（愛知揆一君）** すなおにお受け取りい  
ただきたいと思います。  
なお文理的な解釈、その他につきましては、お  
尋ねがございましたらまた明らかにいたしたいと  
思ひます。

それから第二に、この福祉中心型の経済構造にするという問題でありますけれども、特に私はその中の一点として法人税を引き上げるべきではないか。昭和二十七年代においては法人税は四二・九%でありました。それが不況ということでだんだん引き下がられて、一時は三五・九%、現在は三六・七五%になつておりますけれども、この実効税率を見ましても、アメリカが五二%、西ドイツが九%、フランスが五〇%の実効税率に対して、わが国

ありますけれども、これはまず前提として、誤解のないようにお願いいたしたいと思いますが、牛ほどの衆議院の予算委員会で表明いたしました政府の所信は、そのままなおお受け取りいただきたまことをまず前提にいたしまして申上げるわけござります。

第一点の、アメリカとの関係でござりますけれども、私の想像では、アメリカ自身としましても、スミソニアン体制があれだけの大がかりなもの

それから国政調査権 これは政府としてはもとより尊重しなければならない。今までそういう点で行き届きがあつたとするならば、十分これは是正して御希望に沿うようにいたしたいと思います。

それから第三は、企業の機密ということです。さうしますが、結局企業の機密だということに藉口して、外国に国益を害するようなことはしてもらいたくない。そこまで企業機密というものが行くことは、行き過ぎもはなはだしいと、原則として私はかようを感じております。

○多田省吾君 次に、総括的に大臣の決意をお聞きしたいのですが、本会議等でも質問がありましたが、今回の事態、すなわち海外対策、国内対策において非常に円対策がおくれたために、こういう円のフロート制に追い込まれるという事態で、実質的な円切り上げに追い込まれるという事態で、国民に非常に損害を与え、迷惑をかけたこと。これはもう重大な責任があると思います。で、特に海外におきましては、アメリカのベトナム戦争、あるいは多国籍企業によるドルのたれ流し、それに対しても政府が今までほんとうにきびしい態度

国はわずか四五%，法人税を四〇%まで引き上げたとしても、まだ外国から比べれば実効税率は少ないわけでござります。ですから、企業の保護政策ばかりとらないで、私は当然法人税を四〇%に即時に引き上げるべきだ、このように思ひます。が、はつきりしたひとつ御答弁をいただきたい。それから第三に、これは大蔵大臣の所管でないかもしれないせんけれども、こういったわが国の労働条件、これは当然賃金においても週休二日制についても、西欧諸国に達するぐらいままで改革していくべきだ、いかなければならぬと思ひますけれども、これ

り方で関係国の合意がきて、多国籍の調整がなされたわけになりますから、そしてベトナム戦争の停戦までこぎついたわけでありますから、やはりスミソニアン体制の効果が相当にあらわれたので、もととスミソニアン以来の政策を展開しながら、その効果ではないかと思いますが、しかし、その効果におけるアメリカの政策も、なかなかうまくいっていない。それから、外国側からのドルに対する信頼度というのもなかなか回復しないというようなことで、ドル自身が切り下りといふような、まあほんとうに相当の措置を打つて、そして特にドイツ

○多田晋吾君 大藏大臣にまずお伺いしたいことは、今回の円問題について、衆議院の予算委員会の冒頭に、田中総理が政府見解として読み上げた要旨。すなわち第一には、諸般の事情により変動相場制移行の事態になつたことはまことに遺憾である。第二に、政府はその責任を痛感し、変動相場制移行により国民生活に与える影響に深い関心を持つとともに、その対策に万全を期したい。

第三に、これまでの生産、輸出と並進してきまし

をとてこなしたこと、あるいは国内において生産第一主義、これによって福祉が非常にくれたこと。あるいは労働条件につきましても、賃金はアメリカの三分の一、西ドイツの二分の一。あるいは週休二日制さえまだやつてない。社会保障についても西欧諸国の国民所得に対する割合は三分の一程度である。あるいは公害のたれ流し、公害を出して、それを国民の犠牲のもとにおいてこういった生産が行なわれていた。その結果日本は、いわゆる公害によるごみ、それからドルのような紙きればかりをためて、国民に重大な損害を蒙ること。つまり、一年半一六、八八〇の日効の上

は大蔵大臣としてどう考へてゐるのか。  
それから第四点は、社会保障について衆議院の予算委員会でわが党的近江議員も田中總理に質問にて聞かれていたときに、まあ少なくとも五年ごとの社会保障拡大計画を七月、八月ごろまでに明らかにして、いきたいというような答弁もあつたのですが、現在わが国は国民所得に対して5%程度の社会保障です。もしこの五ヵ年計画をやるとすれば、西歐諸國並みに一五%程度までもつていいのか、あるいはその下でもつてこと足りりとするのか、大体どの程度を大蔵大臣としていま現在考へておられる

を中心にしたところのたいへんな危機を乗り切  
ざるを得なかつた。こういう点から派生した国  
的通貨の不安状況、これにわが國も対応せざ  
るを得ない。これは、日本も世界の中の日本で  
り、ここにこちら側も、スミソニアン以来、因  
策の実行については政府としても一生懸命やつ  
きたつもりであります。が、黒字の累積はなかなか  
にもとへ戻らないということが、やはり国際的  
也非常な関心を持たれてまいります。そちら  
環境の中で、現在のような要するに変動相場制  
移行をいたしたわけでござります。ですから、

質改善を怠り、そして今日のような事態をまた招いてしまった、こういう責任は重大であると思ひます。私は、大臣の、すなおに受け取っていただきたいたいということばを私もすなおに受け取りまして、第一にアメリカのそういうドルたれ流しに対してどういう具体的な態度をとるのか。

それから第五番目に、公害ですね。OECDの勧告もあるように、公害防止費用は企業負担にすべきだと、私は、はつきり態度を表明すべきだと、思っていますけれども、この公害防止に対し、大臣としてどのように考えておられるのか。まずはこの五点をお尋ねしたいと思います。

後も、アメリカに対し、あるいは他国に対しましても、先ほど申し上げておりますように、累年の円対策で考えてきたようなことを推進しなければならない。それから、今回の四十八年度予算を考えたようなことを、まずこれを、予算を執行するように一日も早くしたいと、そしてさらに来に及んで福祉中心型構造へ転換するようにき

に努力を続けていきたいというのが政府の立場でございます。

それから、第二番目の問題でございますが、法人税、所得税、あるいはその他の税制の問題でありますけれども、法人税についての御意見は、私も理解ができるわけでありますけれども、今回の政府の提案というものは、法人の税率ということをさることながら、課税所得をまず拡大する、そして御指摘の特例措置をできるだけ改善といふか、廃止するようにつとめよう、これで相当の法人に対する重課になるし、あるいは固定資産税の関係もございますから、さらに加えて、今年度の税収ということはともかくとして、土地の譲渡についての税、ということは相当高率のものを考へる。で、四十九年度では税率には手をつけなかつたけれども、法人に対する重課ということについては、政府としても当然考へたところでござります。

それから、所得税につきましては、これもいろいろの御意見を伺つておりますので、せめて課税最低限を百五十万円にということが公明党的御主張であることをかねがねよく伺つておりますが、今回の政府の案は平年度で百十四万円、そして最低限をいままでと比較いたしますれば八%の引き上げになるわけで、これは消費者物価等との関係から申しましても、政府としては相当努力したところでございます。よく自然増収との関係を問題にされますけれども、その比率も二七%、これは從来の税制改正から見ればかなり政府としては意を用いたところでござります。四十九年度以降については、税制全体の、直接税、間接税の関係、それから直接税の中では、法人と個人との関係といふことについては、とくにいろいろの点から考へ、また税制調査会の権威のある御検討願つて、さらに前進をしたいと、こういふうに考えておるわけでございます。

第三の週休二日制につきましては、私の所管ではございませんけれども、しかし、私の所管で特に今回も痛感いたしましたが、国際為替の問題に

いたしましても、全世界でただ日本だけが土曜日にも仕事をしている。これはそういう観點から申しましてもおかしなことで、できるならば、これは私の権限ではできないのでござりますけれども、何らかの形において為替業務だけでも週休二日制にしたいと私は念願もし、私の意見は公表いたしております。関係方面の理解と協力を得て、それで為替取引だけではます銀行業務の中で週休二日制をできるだけ早く実行に移したいと、こう考えております。

それから、第四番目の社会保障の問題でござりますが、これもまたいろいろ御意見をかねがね承っておりますが、長期社会経済計画において振替所得八・八%と、これはかねがね厚生省を中心とした社会保障懇談会の意見が、この長期計画の中に取り上げられたということは私も喜んでおるところでございまして、なるほどその国民所得に対する比率等から見れば、まだ諸外国に劣つておりますけれども、しかし、これは相当大きな前進になりますから、これは現在の日本のいろいろの規模からいって相当の前進である。そうして今回の四十八年度予算でも、さらにこうした計画が具体化できること、いままでの私的といいますか、懇談会でありますから、これがお尋ねしたいんですねけれども、二つだけにほりますけれども、この法人税の問題、じゃ、大臣は現在のわが国の法人税がいろいろな状況下にあるとはいって、ここで高いと思つておられるのか、安いと思つておられるのか。四〇%で私は妥当だと思ひますけれども、それ以上で大臣はそう思われませんか。現在のいわゆる大会社、商社等の過剰流動性、これは全部こういった問題から派生しているんじやありませんか。土地をはじめ証券あるいは米、大豆、生活必需品の買い占めなんかひどいものじゃありませんか。この法人税の問題をもう一回お尋ねします。

それから、第五の公害防止の問題で、御指摘の点は、おそらく税制の特例措置として公害防止に対する若干の償却についての優遇措置を講じようとしておりますことについての御批判と思いますが、これは過渡的な税における誘導措置でございまして、これはOECDにおきまつた公害問題におきまして、こういった経過的な誘導措置については、これは例外として認められておることでございまして、逆行することでも何でもない。公害防止については現下の最大の問題でござります。五年間で、幾ら社会保障拡大計画を立てても、現在の国民所得の五%内外というのはくすさないで、欧米諸国の一五%には全然届かないで、三分の一以下のままで進もうと思っておられるのか。この二点をお伺いいたします。

○國務大臣(愛知県一君) 法人税につきましては、先ほども申しましたように、課税所得自身を

を考えたわけでござります。なお、公害防止については、一般会計の予算のあるいは財投の計画の上でも相当の配慮をしておりましては予算書等でこちらのとおりでございます。

○多田省吾君 まあ私たちも相変わらずだと言いたいところでありますけれども、結局は大臣のおつたしておられます。田中総理の表現にしておつたしておられます。銀行業務の中でも週休二日制をできるだけ早く実行に移したいと、こう考えております。

それから、まだ大臣管轄外の労働条件については、週休二日制が望ましいというような意見を述べられましたけれども、社会保障についても、これは十二兆三千億といつても、これは五年ですかね、これじゃ全然あれじやないですか、国民所得の五%にもならないじやないですか。相変わらずじやありませんか。じゃ社会保障、福祉中心の経済体制とも政治体制ともこれは言えませんよ。

だから、もう一回これはお尋ねしたいんですねけれども、二つだけにほりますけれども、この法

は、長期計画でもらんただけると思いますけれども、国民所得の中の、先ほど振替所得の構成比を、五十二年度には八・八%という点を申し上げたわけでございまして、国民所得自身の、ほ

かの構成比その他のを検討いたしますと、この振替所得が八・八%であるから、他国に比して社会保障がおくれているとだけは言えない点もあるのではなかろうかと思うのであります。たとえばこれ

は、社会保障費につきましてよく予算を比較されるわけでござりますけれども、たとえば、日本の場合は、社会保障が特別会計である、そういう關係で一般会計には国庫の負担金だけが計上されて

おる。そういうふうな特殊の立て方が国によつて違いますので、必ずしもこうした計表だけで実体は比較できないのではないかと思ひます。むしろそれよりは、これを御批判をいたいておりますが、各種年金の内容の充実、ことに物価スライド制をとつたというようなことなどについては、かなり思い切った政府としても姿勢を示しております。

○多田省吾君 この際時間もありませんので、法人税について触れたので、もう一点政府の法人税について大蔵大臣どう考へておられるのか、一点お尋ねしたい。

これは衆議院の予算委員会の総括質問で、北山代議士が質問されたことですが、わが国では企業が株式配当として受け取る所得に対し税金がかからないのはいかなるものかと、こうい質問に對して大蔵大臣は、まあ株式配当に税金をかける

といふのは耳ざわりのよい議論だが、それには二重課税の問題があるといふような意見を述べられました。政府が二重課税の問題といつたのは、当然シナウブ勧告以来の法人擬制説に基づいておられたのではないかと思ひますけれども、ところが、私どこの前の選舉制度審議会等にも所屬しておらましたので、関心を持つていたのですが、最高裁の判決の中に、八幡製鐵の政治献金に対する、結局会社による政治献金を社会的実在として認めまして、二重政治献金の理由としているわけですね。そぞすると、どうも政府の考へ方は、一方においては税金の面では法人擬制説をとる、あるいはこういった政治献金といふような問題に対しても、實在説をとるというような矛盾が生ずるのではないか、このように思われますけれども、簡単でけつこうですから、大臣はこの法人觀に対しどのようなお考へを持つておるか、そういうお考へで二重課税とおっしゃったのかどうか、それをお尋ねしておきたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 二重課税と北山さん

対して申しましたのは、たとえば、配当のみの所得者の所得税と、それ以外の所得との間の不均衡といふくだりではなかつたかと思ひますけれども、それであるとするならば、法人と個人株主とを通すると二重課税になる、その關係を調整するためにこういう制度になつてゐるということを申し上げたのではないかと思ひます。私はそういうふうに考へておりますが、必ずしも——それから法人と法人の關係、あるいは法人とその支店との關係とか、子会社との關係とか、こういう点を考え

てまいりますと、なかなかこれは耳に快い議論で

はあるけれども、徵稅の実際の執行上から申しま

すと、なかなかむずかしい問題であつて、ふん切

りがつきませんと、これが私の考へ方でございま

す。

○多田省吾君 それでは、法人擬制説の問題とは

全然関係なく大臣はおっしゃつたのですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 全然関係なしとは申しません。

○多田省吾君 結局、法人擬制説の立場に立つて

そのようにおっしゃつたわけでしよう。

○國務大臣(愛知揆一君) 法人擬制説の觀点にも

立ちますし、それから實際の徵稅といいますか、行政上の扱いからいってもたいへんむずかしいこ

とである。こういうふうに考えております。

○多田省吾君 私は、法人擬制説の立場から云々、あるいはそういういろいろな具体的な税金の取り

方の問題でも、私は、北山さんのおっしゃるよ

うに、これは大臣のほうでお考へになつていただ

かなければならぬ問題じゃないかと、このよう

に思います。これは別の問題にしますけれど

も。

次に、お尋ねしたいのは、まあ一年二ヵ月前の

円切り上げによつて、ほんとうは物価は少しは輸

入品の値下がりとともに下がるはずのところで

す。ところが、最近国連統計月報二月号によりま

すと、世界で最も生計費のかかる暮らしにくい都

市は相変わらず東京だ。ますますひどくなつてい

るわけです。これはパリやニューヨークやロンド

ンなんかを、非常に大幅に暮らしにくいといふ

現状、あるいは二百億ドル以上も外貨をためたと

いふような現状、こういつた現状から見て、大臣

は、こういう東京が最も暮らしにくい都市であ

り、最も物価の高い都市であるといわれるよう

な姿をどうぞらんになりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 円が外に強くて内に弱

いといふことは、一つは卸売物価と消費者物

価、あるいは消費者物価というだけでは足りない

かもしれませんけれども、そういう点が具体的な

問題ではないかと思います。したがつて、これか

らのやはり日本としての政策の指向すべき目標

は、消費者物価が上がらないよろに、これに全力

をあげることではないかと思います。これは、家

賃とか食べ物とかいうようなものを、西欧の標準

でもつて東京でやろうと思えば、それは円の価値

というものがまだまだ安いと、こういうふうにい

われるゆえんであると思います。したがつて、生

活の内容を充実しながら、物価とか家賃とかいう

ものが安定するようにする。これに反して、従来

は、日本の卸売物価は世界のどよりも安定し

ておつた。このことが円が対外的に強いといわれ

たゆえんであると、こういうふうに思います。そ

れが自然対外的な輸出力も非常に強かつた、こう

いうふうに私は考えておりますが、いろいろ問

題で、これは大臣のほうでお考へになつていただ

かなければならぬ問題じゃないかと、このよう

に思います。これは別の問題にしますけれど

も。

○多田省吾君 物価対策にしましても、まあ本会

議等でも、輸入品の値下げによる——中間のマー

ジンをなくして物価は下がるようになさいとい

うような書きびしい注文がたくさんありましたけれども、それに対しても、私はまだ政府の受け

取り方はなまぬるいんじゃないかと、このように

思はざるを得ないわけです。

○多田省吾君 物価対策にしましても、まあ本会

議等でも、輸入品の値下げによる——中間のマー

ジンをなくして物価は下がるようになさいとい

うような書きびしい注文

紙上その他にドル売り、当局買いの動きなどといふ記事がいいぶ載っていたわけでござります。御案内のとおり、直物の取引は、当日物と翌日物とがございまして、当局が介入を行ないますのはそこの翌日物についてでございますが、翌日物の二月一日から九日までの合計は十一億七千三百万ドルでござります。このうちの相当部分は当局が買いたささえを行なつた次第でござります。ちなみに市場再開後十四日から本二十一日までの合計は三億八千八百万ドルでございますが、これは御案内のとおりフローー後の取引でござりますから、したがいまして、この翌日物につきましては、当局の介入はほとんど行なわれていませんが、このように市

○多田省吾君 いま昭和四十六年の一六・八八%の切り上げの際は大体四千五百億円の為替差損が生じたと、こういうお答えでございましたけれども、やっぱり理論上、私は結局どの程度の差損が生じたかということは、一五%あるいは二〇%と仮定して計算すれば、これは当然できるわけですよ。これは何も言つたから、言わないといて変化があるものじゃなくて、これは理論上きまっている問題なんですから、これははつきりとひとつお答えいただきたい。

それからもう一つは、もし固定相場制に移行する場合、当然——いま日銀の内部留保が準備金として、昨年九月末で千七百十億ある。またその後の本期では、利益見込みというのも一応予定されているわけでござりますけれども、それじゃ、もし予定されるような固定相場制に移行する場合に、考えられるそういう日銀の為替差損の問題はどうなるのか、この二点をひとつお答えいただきたい。

○政府委員(林大造君) 四十六年十二月の通貨調整に際しましての、そのとき現在におきます評価損は、外為会計は四千百十七億円であり、また日本銀行につきましては、下期に、三月期に計上いたしました損が四千五百八億円であるということは、すでに明らかになっている次第でございま

す。もしもかりに今回何とかの切り上げが行なわれました場合に、その場合に仮定の計算を入れればどういう計数になるかというのは、現在計算をしてみれば、外為会計につきましては、そのとき現でできるわけでございますし、日本銀行につきましては、いま現在とすれば当然三月期ということになりますから、それはそれなりに計算を予定してやつてやれないことはないと思いますが、しかし、その前提になります条件はいろいろと狂つてくるわけでございます。したがいまして、現在この段階で仮定の計算をいたしまして、そして公表いたしますことは、かえつて誤解を生じます。それは一体いつの時点で、いかなる幅の切り上げをするかということによりまして、この計数が大きく変わつてくるわけでございます。したがつて、前回の四千百十七億円という計数と四千五百八億円という計数があるわけでございますから、それをその手がかりにしておおよその推測をしていただくというほうが、かえつて誤解を招かないでいいのではないかというふうに存する次第でございます。

と、それからその後の外貨準備の増加状況、それから現在の相場その他、いろいろ総合判断して、大体の見当をおつけになることはできるかと存じますが、当局として一体多くなるか少なくなるか、どのくらいになるかということはなかなか申し上げかねる次第でございます。

○多田省吾君 大から、私は、いまの現状で見て、大体一五%あるいは二〇%となつた場合の計算をしてほしいと言つたわけですが、それすらも責任の立場上どうしても言いにくいというのならばそれでもけつこうですけれども、これはもう私は前回を上回るような為替差損が出るのじゃないか、こういうように心配しているわけです。

ところで、最後に私は、これから経済見通しについて若干質問をしたいのですが、経企庁のほうでこの円のフロート制になる前に、大体四十八年度予算をつくる前にどういう成長率や、あるいは経常収支とか卸売り物価、あるいは消費者物価の見通しをしたのか、ひとつ簡単におっしゃってください。

○説明員（小泉忠之君） 御質問の点でございますが、通例、経済見通しは、四十七年度の実績見込みと、四十八年度の見通しをお示しするたてになっております。で、御質問の点お答え申し上げますが、四十八年度の経済成長率は、名目で一六・四%、そういうふうに見込んでおります。それから実質ベース、これは物価等のデフレーターを作成いたしまして、実質の対前年度比といふものを出しております。これでごらんいただきますと、一〇・七%の成長率ということになつております。まあ一〇・七%の成長率の内容は、かいつまんで申し上げますと、個人消費支出は名目で一五・一%、それから国内民間総資本形成は二一・六%，それから政府の財貨サービス購入、これは一六・六%というような概要になつております。

それから国際収支につきましては、四十八年度の見通しは、基礎的収支で九億五千万ドルの黒字といふことになつております。

○多田省吾君 まあこの数字だってほんとうの——私はいろいろな政治的な数字も入っているんじやないかと思ひますけれども、しかし、当然ドルの切り下げ、あるいは円のフロート制移行、あるいはこれから固定相場制移行ということを考えれば、大臣、私は実質成長率だって、学者によつては四%なんていつておりますけれども、日本経済研究センターなんていうところでは、二・一%成長率がダウントするのじゃないかと、また経常収支にしましても二十二億ドル程度ダウントするのじゃないか、あるいは物価等はこうだといふようなことを見通し立てておりますけれども、大臣としては、こういった現状において、円のフロート制移行の前の現状と、また今回のドル切り下げ、円のフロート制に移行した現状において、実質成長率が現状のままとか、上回るということは絶対考へられないです。当然いまのままだつたら見通しそのものが数%ダウントするのじゃないかと思ひますけれども、大臣はどうお考へになりますか。

---

Digitized by srujanika@gmail.com

○栗林卓司君 時間が残り少なになりましたので、この見解として、どうなるということをもとに置いて、経済見通しをいま変更するといふような立場にはおりませんことを率直に申し上げる次第でござります。

で、通貨問題について二つばかり御所見を伺いたいと思ひます。

しての責任といふことも感じてやつたことだと思いますから、信認回復に対する道を歩きかけたような感じでいたしまするけれども、これで十分とは私は感じません。

○栗林虎司君 後段の将来の通貨のあり方の点は別におきまして、なみなみならぬ努力ということにならぬか、ということもあわせて考えていかなければならぬと思います。

そこで、たとえばいまの海外直接投資規制の問題にしても「対外収支の改善見通しから適切なものである」と、なるほどシールド声明はいついふれども、では一体何を目的にした今回の処置

○栗林卓司君　国際協力とか赤字国としての責任というとたいへんきれいなことばなんですがけれども、今回の通貨不安が起きたきづかけとして、一  
つは貯金、物価の流制令を緩和した、この報道が

だけで一つ伺いますと、シユルツ財務長官が対外経済政策に關する声明を出しました。その中で終わりのほうに、金利平衡税並びに对外直接投資規制を緩和すると書いてあります。今回のドル

かといふことで、シルツ声明の目的の部分を読みますと、「米国労働者、企業に対し」と云々と、まあこれは三番目ですけれども、アメリカの国内的な政策手段として、今回の国際通貨問題がアメリ

づらい問題だと思ひますけれども、どういう中身を持つた問題なのか、その辺のところはなるべくはつきりさせていくべきなんではないか。そんなところからひとつお伺いしますのは、今回のドルの一〇%切り下げというのは、一つはドルの信認の回復のためであつたという趣旨のことを先ほど大臣言われました。で、お伺いしたいのは、ドルの信認の回復にほんとうにつながるんだろうか。なぜかと申しますと、交換性の問題云々までは触れません。しかし、とにかく基軸通貨としてあんまり金との関係は変えないんだということが、ドルのいわば信認をささえてきた。前のスマソニアン体制でも、あれだけの大騒ぎをして、ドルも一縮に下がるという話になつたんです。ただ、今回のように、なるほど通貨不安はあつたとしても、いわば抜き打ち的にドルを一〇%切り下げた。まああるんじゃないいか——むしろそういう不安感を一層うごめかしてしまった感じがする感じです。

流れで、多国籍企業が一さて、これはインフレがあるらしいということでドル売りに回ったんだといふ。いう解説が海外雑誌に出ておりますけれども、そのことの解説が当たっているかどうかは別にして、とにかく、資金、物価統制令は緩和すると。この間の予算教書に出てきた予算の概要も、少なからぬ景気に対して抑制的であるとは言えない。こういうアメリカの態度を見ておきますと、いま大臣が言われたように、国内政策が相伴わなければ、ということですけれども、現状、米国の方策を見る限り、ドルの信認が回復の道のりに大きくなりたとはなかなか言えそうもない。お伺いしている理由は、日本としていろいろ対策を講ずるとしても、それだけでは基本的な解決にならない問題なのではないか、そう考えて取り組まざるを得ないのではないかという意味でお伺いしているのです

○先取り下げというのは、直接的にはアメリカの国際收支の赤字解消策であると考えますと、金利平衡税を七四年までに緩和をする。あるいは対外直接投資規制を段階的に解除するということになりますが。

カでは取り上げられているという面が非常に強し  
と思うんです。  
もしかりにそなだとしますと、大幅な介入はけ  
しからぬといふだりがありますけれども、「円が  
政府の大幅な介入に依存せずに、国際收支の均衡  
を実現する目的に合致するよう、「この「目的」も  
アメリカの目的」ということでしようから、何も日  
銀の介入幅が大きいか少ないかでなくて、結局先  
さまの望んでる線に幅が入ってくるのか入って  
こないのか、いわばこれが問われているような気  
がしてならないんです。のために片方では一  
五%といわれる輸入課徴金を見せながら両面で  
迫ってきてる。これはアメリカとしても必死な  
んでしようから、そのことをここではとやかく言  
いません。ただ、そういう問題と直面しているの  
だと考えざるを得ないんです。  
そう考えた場合に、どういうことかといいます  
と、結果として出てこないと、どんな対策をや

○國務大臣(愛知揆一君) ドルの信認を回復するためには、一つは、交換性を回復しなきゃいけないと私は感ずるわけでございます。それからもう一つは、アメリカの国内経済政策が安定をする結果をもたらすかどうか、この二つなくしてはドルの信認は回復できないと思います。この間の二〇%の切り下げということは、まあ、ほんとうに、何といいますか、ある意味では思い切ったことをやつたと思いますけれども、それは、国際協調ということにも思いをいたしながら、赤字国とが、ドルの信認を今回の一〇%切り下げがほんとうに高めたのかどうか、御判断を簡潔に伺いたい。

（国務大臣）（略笑拂一報）私はアーヴィング先ほど申しましたように、ドルの交換性の回復や国内政策が成功してくれて、そして信認が回復することを中心から望ましいことだと思うわけでござります。ことに、日本としてはどここの國よりも密接な関係にありますから、そういう意味で申し上げたわけでございまして、アメリカの政策が成功するように、そして今回の措置について、あとで発表されたアメリカ側の公式の声明などでも、みなみなならぬ意欲は表明されておりますから、そういう点がそのまま成果をあげることを期待する。同時に、しかし、こちら側としては、将来の国際通貨の安定ということからいえば、一国の通貨が基準通貨であるということは、はたしていい

の魅力が高まつてくるであろうと、そういうことなどによつて七四年末ころまでに米国の国際收支の基調が改善されるはずであると、こういう考え方を前提にして、民間取引にはなるべく統制をしたくないという考え方を実行に移すということを目的にしたものではないだろうかと、まあこういうふうに解釈をいたしておるわけでござります。

○栗林卓司君 よその国の話ですから、とかくのことは言いづらいと思うんですねけれども、時間がありませんからお伺いしたい気持ちを申し上げますと、結局はアメリカとのかけ引きではないのか、それが変動相場制の問題にも触れてくるのではないかと思うからお伺いをするんです。

り、どんないいことを言つても、結局何の役にも立たない。結果として出てくるということは、日本本の景気あるいは経済の実態面に影響が出でることに限り、ということになるんではないかと思ふんで、そう考えますと、相当なみなみならない事態だと思いますし、これはお答へいただけるかどうかわかりませんけれども、一六・八八名がはたして今日きいているのかどうかもわかりませんし、これから打つであろういろいろな内対策が、どの程度日本の競争力に響いてくるのか、それも今後この課題だと思います。そうなりますと、輕々にいま固定平価に移行できない、何と言われようと、も、フロー卜させておかざるを得ない、そういう

立場にどうも日本は立つてゐるよう思ふんで  
すけれども、そういう御判断でしようか。お答え  
できる限りだけつこうですけれども、お伺いいた  
します。

○國務大臣（要矢揆一君）非常に、アメリカサイドと申しますか、洞察した分析をなさつていらっしゃるよう思います。それから、こちらの立場としては、やはり、アメリカはもちろんでありますけれども、国際的な環境と申しますか、あるいはその中で日本に対してどういう協調、協力を求めているのであろうかということも、政府としても十分分析、認識をしておかなければならないと思っております。

それから、まるでシーレフの毎月どちら一度開け

用になりましたが、この変動相場制に対するアメリカの希望というものは、おそらくこれはアメリカだけではないのではないかろうか。そして、政府といたしましても、なるべく介入というふうなことはやるべきでない。しかし、乱高下というものは防止しなければなりませんし、日本の国益というものがやはり十二分に考えられなければなりませんから、その辺を十分考えながら、結局結論として、政府としては、当分の間この変動相場制を維持して、いろいろの状況、国内、国際の情勢を判断して、誤りなきを期してまいりたい。しかしこういふのですが、その間ににおいてやっぱり一番大事なのは、国内の輸出関連の中小企業対策であると、念のためもう一度これをつけ加えさせていただきたいと思います。

実は昨今の株価の問題なんですねけれども、とにかくこれがおとしの暮れを考えますと、上を下への大騒ぎのはずの事態にもかかわらず、さっぱり株価が下がらない。どうしたとかと、まあこれは長くお伺いする時間がありませんので、そのうちの一つだけ取り上げて御見解を伺いたいと思いますけれども、今回の円対策と関連して、資本自由化を進めるんだと、先ほどおっしゃいまし

○國務大臣（愛知揆一君）　たいへん適切な御質問

それなりにお聞きいただければいいのではないか

た。そのために国内の企業がどう自分たちを守ろうとしているかというと、株主安定化工作、ということは市場に出回る株が非常に減ってしまうた、片方で過剰流動性云々といつても、実は売買対象になる株そのものが壊滅になってしまってゐるわけです。これが今日の異常事態の一つの原因だと思うんです。そこで、資本自由化は進められ、民間企業の側は安定株主工作、片方では株投機という非常に悪い心理的な影響を含めた面が出てまいります。もう片方ではこういったかつこうで株の安定化工作といふものを進めていくことが、たとえば、独占禁止法なり、今後の経済政策を進める上で、はたしていいんだろうかといつてそんな外資に入られたらと、これもわかる理屈なんです。その意味で、資本自由化を進めるということは、見合った政策がなければいけないんではないか。同じように、先ほど金融もほぼ正常化しておりますので、いうお話をございましたけれども、一つ、こんな場合がないんだろうかという例を提示しながらあわせてお伺いしたいのは、たとえば、法人の土地買いという問題があります。ところで、流通業については資本自由化をするんだ、資本自由化というのは、向こうからドルが入ってくるわけじやなくて、国内調達するのがほとんどなんですから、どちらにしても信用を足がかりにして調達はされている。その結果が、株の投機に走った場合に、どうやって押さえるのか。それは営業の自由なんだというたてまえからすれば、いま日本が商社に対して指一本させないんです。しかも、これは多国籍企業なんであるということになると、資本自由化を進めるということは、思想としてはたいへんけつこうなんですけれども、相当周到な国内法制の準備がないといけないのではないか。それをそれぞれの企業が適当に株主安定化工事やれといふのでは、経済体质をゆがめてしまいます。その端的なあらわれが昨今の株式市場ではないかと思いますので、この点について御見解を伺つて質問を終わりります。

をいただきましたが、株価の最近の上昇というのには、基本的にやはり国内的な金融の緩和を背景にした市場への資金の流入であろうと、こういうふうに考えるわけでございますが、国際化というものが進展するであろうということに備えるために、株主の安定工作が進んで、この結果株式需給の逼迫が生じたことが一因であるともいわれてゐるわけでございます。株主の安定化工作は企業の自衛策としてある程度やむを得ない面もあると思いますが、政府としては需給の逼迫を緩和することを通して、市場の秩序を維持するという観点から、御案内のように最近も金融機関の過度の株式投資の抑制とか、それから、時価発行でございまますね。時価発行等の際の親引け比率の圧縮などの措置を講じてまいりましたし、それから、証券会社の法人に対する営業活動については、昨年來何回となく自らを要請してまいりましたが、実は昨日も重ねて同趣旨の要請を行なつております。それから、同時に、企業の体質を強化するという観点からしても、長期的に考えて発行市場の健全な拡大を政策としても中心の課題にしてまいりたい。大体最近の状況の根本あるいは発行市場の抑制というようなことについて概略こんなふうに考えておるわけでございます。

○野末和彦君 同問題で単純な疑問を二、三お聞きしたいと思いますのでちょっと教えていただきたいんですが、総理の発言の中に、円は切り上げたほうがいいというような感じのことばがありました。しかし、大蔵大臣もやはりこの際切り上げたほうがよいとお思いになるんですか。

○國務大臣(愛知揆一君) あの問答は、なかなか前後がござりますので、國によつては切り下げなければならない国もある、比較をしてみれば、切り上げと切り下げるどちらだといふことになれば、むしろ切り上げが問題にされるよう力がついてきたといふことのほうが、比較をしてみればそのほうがいいんじゃないだろうかというような所見を総理が言うたものでございまして、それはそれなりにお聞きいただければいいのではないか

それから、現在はフロート中でござりますけれども、そしてこうなりましたことについては、先ほど来申し上げておりますように、政府としてもたいへん責任を感じ恐縮しているわけであります。まあメリット、デメリットといふ点から申しますれば、過熱ぎみになりそなほうも心配であつた点から見れば、これが安定的というか、デフレ的な要素が加わることが安定するという面で、そしてもしこれが物価の今後とも引き上がりであろうと思われたことを抑制するということになると、その面ではメリットがあるのではないかと、こんなふうに私は考えております。

○野末和彦君 それではデメリットの面についてお伺いしていきますが、まず、デメリットの面で、さつきから輸出関連の中小企業に対する対策というのは、万全の措置をとるようないふ話が出ておりますが、ちょっと感情的になりますが、一般労大衆といふ、いわゆる国民もかなりの被害者じゃないかという感じをぼくは持つわけですよ。それは、何といいますか、とにかく安い賃金で働いている。で、外貨をため込んだ。そうすると、その外貨を国民の利益に還元することを全然しないうちに価値が減っちゃつた。どうも低賃金という犠牲の上に立つてなおかつ評価減といふのは、非常に国民はいつも損しているんじゃないかという感じがするわけでしょう。企業の場合だったら、たとえば、差損だつて埋めてもらえる。埋める金は国民の金がまた使われるというふうに考えてますと、かなり感情的にはあっても、常にしわ寄せはわれわれ國民にするんじやないか、ばかをみるのはいつも國民だという気持ちが、國民感情というものがかなり強いように私は思ふわけなんですね。こういう見方というの間違っていますでしょうかどうでしょうか。

○國務大臣(愛知揆一君) これは理屈の上から申しますれば、先ほどの問題と同じことであつて、切り下げるということになれば即ちこれはインフレによる。それで非常に物価が高くなる。そして、

それから、現在はフロート中でござりますけれども、そしてこうなりましたことについては、先ほど来申し上げておりますように、政府としてもたいへん責任を感じ恐縮しているわけであります。まあメリット、デメリットといふ点から申しますれば、過熱ぎみになりそなほうも心配であつた点から見れば、これが安定的というか、デフレ的な要素が加わることが安定するという面で、そしてもしこれが物価の今後とも引き上がりであろうと思われたことを抑制するということになると、その面ではメリットがあるのではないかと、こんなふうに私は考えております。

○野末和彦君 それではデメリットの面についてお伺いしていきますが、まず、デメリットの面で、さつきから輸出関連の中小企業に対する対策というのは、万全の措置をとるようないふ話が出ておりますが、ちょっと感情的になりますが、一般労大衆といふ、いわゆる国民もかなりの被害者じゃないかという感じをぼくは持つわけですよ。それは、何といいますか、とにかく安い賃金で働いている。で、外貨をため込んだ。そうすると、その外貨を国民の利益に還元することを全然しないうちに価値が減っちゃつた。どうも低賃金という犠牲の上に立つてなおかつ評価減といふのは、非常に国民はいつも損しているんじゃないかという感じがするわけでしょう。企業の場合だったら、たとえば、差損だつて埋めてもらえる。埋める金は国民の金がまた使われるというふうに考えてますと、かなり感情的にはあっても、常にしわ寄せはわれわれ國民にするんじやないか、ばかをみるのはいつも國民だという気持ちが、國民感情というものがかなり強いように私は思ふわけなんですね。こういう見方というの間違っていますでしょうかどうでしょうか。

○國務大臣(愛知揆一君) これは理屈の上から申しますれば、先ほどの問題と同じことであつて、切り下げるということになれば即ちこれはインフレによる。それで非常に物価が高くなる。そして、



か。自由化、自由化といつて、確かに資本の自由化、輸入の自由化とかいろいろ考え方としては次から次出てくるわけですね。だけど、現実にやらなければ何もならないわけで、今まで現にありますやつてないわけでしょう。そうすると、この農産物一つとつてみますと、大蔵大臣としてのお考えをお聞きするんですが、もうぎりぎりですか、それともまだやればできるから、当然やるべきだということでしようか、どちらでしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほど申し上げました

ように、この物の自由化ということをいぶんこ

れは努力してやつてきたわけで、いま三十三品目

残つておりますけれども、この数からいえば、ヨーロッパ諸国にそんなに遜色はないわけです。

しかし、日本としての内対策としては、この三十

三を少なくとももう十くらいは減らしたいとい

ことで鋭意努力をいたしておるわけです。ただ、

列国もそうでありますけれども、残つたものは非

常にむづかしいものばかりなんです。これはです

から、予算の上でも四十八年度は相当の予備費も

組んでございまして、もし国内的に予算措置をあ

る程度するならば、ある種の農産物が自由化を

やつてもらえるということならば、大蔵省は喜ん

で協力するという態度をとっているわけです。

それから、資本の自由化は、これも順を追つて

やつてきたわけですが、いよいよ最後の段階でO

ECDの線に沿つた、ほとんど無条件の自由化と

いうことを、これは近日中にぜひ踏み切りたいと

いうことで、いま外資審議会の答申を早く出して

いたくことを期待しているわけであります。

○野末和彦君 もう時間もなくなつてしましました

が、じや最後に結論だけお聞きするのですが、こ

の円が切り上げになりますと、国民生活にとって

マイナス面が大きいのですか、プラス面が大きい

のですか、どつちですか。プラス面が大きければ

当然やつほしいといふことになりますね。どう

なんでしょう、総理のすつといままでのお話を聞

いていますと、結局本心では、内心では何かほつ

としているようなどころもあるんじやないかと思

うのですよ、望んでいるようなところが、という

のは、ここで円切り上げをやらなければ、かなり

ことにはインフレが悪性になつてきて、もうと

も物価なんか押えられないのだと、せめてここで

円の切り上げをやれば、幾らか何とかなるのでは

ないかといふことで、内心はつとしているような

気もする。ほんとうに危機感を持つてこれはたい

へんなことだといふうに思つてはかどうか非常

に疑わしい面がある。でもプラスだつたらそれ

でもいいわけですが、大蔵大臣として最後にお聞

きしたいのは、やはりこれはマイナスである、だ

から、たいへんな危機感を持つていらっしゃるの

か、それともやり方によつてはプラスになるか

ら、むしろそちらを目指して、もう円の切り上げ

をやつていいというふうに思つておられるのか、そ

の辺ちょっとプラスなのかマイナスなのか、国民

生活にとって。それだけをちょっとお聞きした

い。

○國務大臣(愛知揆一君) 理屈の上から言えれば、プラスになる要素を多分に持つておりますから、災いを軽じて福としようとするためにはよほど

の政府も決心をしてやらなければならない、必ず

プラスになるようにしなければならない、こうい

う態度であります。

○野末和彦君 しなければならない。必ずできる

んですか。しなければならないが、やっぱりいろ

いろやるのを怠つてできないとか、そういうこと

じゃ困るのですが、しなければならないじゃない

か、そうすると、してみせるというほどの決断と実行

にはいかないですか。

○國務大臣(愛知揆一君) してみせると言いたい

ところでござります。

○理事(土屋義彦君) 本件に対する質疑はこの程

度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十六分散会

第一條 相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のよう改正する。

第二条 第一項第四号中「内國為替取引」を「為替取引」に改め、同条第四項を削る。

第十条中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第二十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

(信用金庫法の一部改正)

第二条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のよう改正する。

第十条第一項たゞし書中「一億円」を「二億円」に改める。

第三十二条第四項たゞし書中「五分の一」を「三分の一」に改める。

第五十四条第二項を次のよう改める。

2 信用金庫連合会は、前項各号に規定する業務のほか、次の業務及びこれに附隨する業務をあわせて行なうことができる。

一 國、地方公共団体その他當利を目的としない法人(次号において「國等」という。)の預金の受入れ

二 会員以外の者(國等を除く。)の預金の受入れ

三 会員以外の者に対する資金の貸付け

四 有価証券の払込金の受け入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱い

五 国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理

第五十四条に次の二項を加える。

3 信用金庫連合会は、前項第二号及び第三号に規定する業務を行なおうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 前条第四項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同項中

「第一項第五号」とあるのは、「第五十四条第二項

二項第四号」と読み替えるものとする。

第九十一条第十四号中「第五十四条第二項

二項第四号」と読み替えるものとする。

第三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のよう改正する。

第九条の八第二項第四号中「金融機關」を

「中小企業等協同組合法の一部改正」を「第五十四条第三項」に改める。

第一項第四号と読み替えるものとする。

第一項第五号とあるのは、「第五十四条第二項

二項第四号」と読み替えるものとする。

第二項の二の次に次の二項を加える。

二の三 第九条の八第三項の規定に違反して

預金又は定期積金の受け入れをしたとき。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部

改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律

第五十四条に次の二項を加える。

(昭和十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「都道府県知事」の下に「(前条において準用する銀行法(次条及び第九条において「銀行法」という。)第二十一条の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、大蔵大臣が必要があると認める場合には、大蔵大臣及び都道府県知事)」を加える。

第八条第二号中「第六条において準用する銀行法(以下本条及び第九条中「銀行法」という。)」を「銀行法」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和四十八年三月一日印刷

昭和四十八年三月一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A